

木づかい運動の概要

- 国産材の利用の意義を国民に幅広く訴えるため、平成17年度から国民運動として、「木づかい運動」を展開
- 木材の利用が地球温暖化防止等に資するという木材利用の意義や木材の良さについて、一般の消費者や企業等にわかりやすく、直接訴えるなど集中的な普及啓発を推進
- 企業等と連携し、企業活動を通じて国産材需要拡大や企業の実需を地域材に結びつけていく活動を展開

■ 企業の交流セミナーの開催、政府広報等による普及啓発活動を展開、感謝状の贈呈等

- ・木づかい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェアを開催し、国産材利用製品の製造、販売、使用企業が相互に交流することにより、新たなビジネスチャンスを創出。
- ・国産材を大量に利用し、国産材利用の意義や良さについて積極的にPRした企業等に対して 感謝状を贈呈。



木づかい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェア



木づかい運動ポスター

■ ロゴマーク「木づかいサイクルマーク」を通じた普及啓発活動



- ・「木づかいサイクルマーク」を制定し、国産材を使用した木製品やパンフレット等への添付を通じて国産材の利用をPR。

・平成23年2月現在、277の企業・団体がマークを使用登録。



国産材のおもちゃ

■ 木材利用に関する教育活動(木育)の推進

市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動「木育」を推進。



木育キャラバン(島根県)

参考資料6



[The main body of the document contains several paragraphs of text that are extremely faint and illegible due to the quality of the scan. The text appears to be organized into sections, possibly separated by lines or small headings, but the specific words and sentences cannot be discerned.]



生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

参考資料7

TEEB:地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、
生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、
科学や経済の専門家をつなげることで、
今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

- 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始
第1フェーズ:平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)
第2フェーズ:平成20年5月～平成22年10月(予定)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

- 最終報告書が公表。
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。



生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB チームリーダー
Pavan Sukhdev (UNEP)

UNEP
欧州連合
英国環境・食糧・農村地
域省
ドイツ連邦環境・自然保
護・原子力安全省

- DO(理論)
- D1(政策決定者向け)
- D2(自治体向け)
- D3(ビジネス向け)
- D4(市民向け)

日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献
地方自治体の生物多様性施策についての日
本の優良事例を提供。
例)「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)
「地下水涵養による水資源の保護」
(熊本県白川中流域)



D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。

【提言】

- ① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要
生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。
- ② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる
手法への変更が必要
・生物多様性の保全等に悪影響を与える補助金の改革・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入
・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。 など



世界銀行による国際的な取り組みへ
(国家勘定への取り込み等)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

RESEARCH REPORT
NO. 1000

BY

ROBERT M. HARRIS
AND
WALTER H. C. S. HARRIS

DEPARTMENT OF CHEMISTRY
UNIVERSITY OF CHICAGO

CHICAGO, ILLINOIS

1948

RESEARCH REPORT NO. 1000

BY

ROBERT M. HARRIS
AND
WALTER H. C. S. HARRIS

DEPARTMENT OF CHEMISTRY
UNIVERSITY OF CHICAGO

CHICAGO, ILLINOIS

1948

RESEARCH REPORT NO. 1000

BY

ROBERT M. HARRIS
AND
WALTER H. C. S. HARRIS

DEPARTMENT OF CHEMISTRY
UNIVERSITY OF CHICAGO

CHICAGO, ILLINOIS

1948

RESEARCH REPORT NO. 1000

BY

ROBERT M. HARRIS
AND
WALTER H. C. S. HARRIS

SATOYAMA イニシアティブに関するCOP10の決議

「生物多様性の持続可能な利用」(2010年10月29日決議)(抄)
Sustainable Use of Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

- 5 日本国政府及び国連大学高等研究所が SATOYAMA イニシアティブの発展を円滑に進め、調整を行う上で果たした主導的役割に注目する。
- 6 SATOYAMA イニシアティブが、生物多様性の利益と人類の幸福のために人為の影響を受けた自然環境をよりよく理解し支援するために潜在的に有益な道具であることを認識し、SATOYAMA イニシアティブが、本条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する国際的な義務と整合が図られ、又は調和がとれた形で利用されることを確認する。
- 7 生物資源の持続可能な利用のための、知識がより普及され、能力が向上され、プロジェクトやプログラムが促進され、SATOYAMA イニシアティブと、UNESCO (国連教育科学文化機関) の「人間と生物圏計画」、「国際モデル森林ネットワーク」、地域又は先住民社会により開発され管理された地域社会により保全された地区を含む他のイニシアティブや活動との相乗作用が促進されるよう、生物多様性条約第10条(c)項に従って、慣習的な利用についての理解と実施が前進するように、SATOYAMA イニシアティブをさらに議論し、分析し、理解することを認識し、支持する。
- 8 人為の影響を受けた自然環境における実践のプロジェクトや活動に対する意識を高め、支援することと同様に、ケーススタディを収集・分析し、教訓を取り出し、生物資源の持続的な利用に関する様々な実践例についての研究を促進することを含む SATOYAMA イニシアティブにより特定された活動を実行するための仕組みとしての国際的パートナーシップについて注目する。また、締約国とその他の政府、関係機関に対して、本パートナーシップへの参加を促す。
- 9 SATOYAMA イニシアティブを含む生物多様性の持続可能な利用を支援し、必要に応じて増進させることを、事務局長に対して要求し、締約国、他の政府及び関係機関に対して促す。

關於中國革命之新方針，其內容如下：

一、關於中國革命之方針，應以反帝反封建為綱，而以土地革命為基礎。

二、關於中國革命之動力，應以工人階級為領導，以農民階級為主力。

三、關於中國革命之策略，應以統一戰線為原則，而以獨立自主為前提。

四、關於中國革命之組織，應以工人階級為骨幹，以農民階級為基礎。

五、關於中國革命之領導，應以工人階級為領導，以農民階級為主力。

六、關於中國革命之動力，應以工人階級為領導，以農民階級為主力。

七、關於中國革命之策略，應以統一戰線為原則，而以獨立自主為前提。

八、關於中國革命之組織，應以工人階級為骨幹，以農民階級為基礎。

九、關於中國革命之領導，應以工人階級為領導，以農民階級為主力。

十、關於中國革命之動力，應以工人階級為領導，以農民階級為主力。

環境保全型農業直接支払

参考資料9

○ 集落共同で農地・農業用水等の保安全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。



○ 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

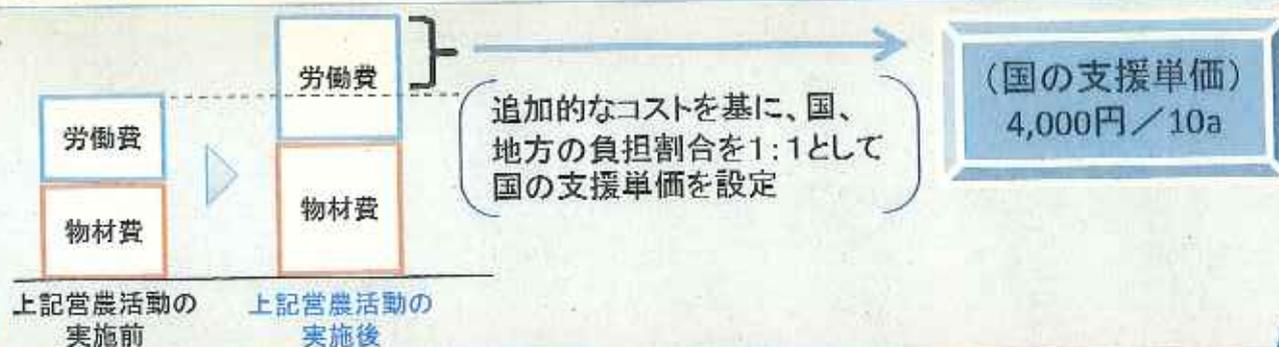


地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組
 - カバークロップの作付け
 - リピングマルチ、草生栽培の実施
 - 冬期湛水管理
- 有機農業の取組



○ 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



○ 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

<国の支援単価>

水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等

中國經濟史 卷之三 封建社會的經濟

一、封建社會的經濟

二、封建社會的經濟

三、封建社會的經濟



四、封建社會的經濟



五、封建社會的經濟



六、封建社會的經濟

七、封建社會的經濟

八、封建社會的經濟

九、封建社會的經濟

鳥獣被害防止特措法の概要

目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与します。

内容

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成します。



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成します。

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられます。

具体的な措置



権限委譲

部道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できます。

財政支援

地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられます。

人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられます。

施行期日

施行期日は平成20年2月21日。

建築基準法施行令の概要

19. 2

建築基準法施行令は、建築基準法に基づき、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定める。また、建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制も定める。

19. 3

建築基準法施行令は、建築基準法に基づき、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定める。また、建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制も定める。

建築基準法施行令は、建築基準法に基づき、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定める。また、建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制も定める。

建築基準法施行令は、建築基準法に基づき、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定める。また、建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制も定める。



建築基準法



建築基準法第1条	本法は、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定めること、及び建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制を定めることに関する事項を定めることと、	19. 2
建築基準法第2条	本法において、この法律で定めるもののほか、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定めること、及び建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制を定めることに関する事項を定めることと、	19. 3
建築基準法第3条	本法において、この法律で定めるもののほか、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定めること、及び建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制を定めることに関する事項を定めることと、	19. 4
建築基準法第4条	本法において、この法律で定めるもののほか、建築物の構造、防火、衛生、安全等に関する技術的基準を定めること、及び建築物の敷地、用途、高さ、容積等に関する規制を定めることに関する事項を定めることと、	19. 5

19. 6

建築基準法施行令の概要

世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems : GIAHS (ジアス)) の活用

GIAHSの概要

- ・FAOが2002年から開始したプロジェクトで、次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する地域(サイト)を認定する制度
- ・地域が主体的に計画し、行動することが原則
- ・GIAHS認定後は、計画に沿った活動やモニタリングを実施
- ・農業者の農法や開発行為について、直接の制限なし
- ・認定のメリットは、認定地域としての知名度向上を活かした農産物のブランド化等

GIAHSは、各国の多様な農業の存在を積極的に評価し、これを維持、活性化することを目的とした仕組みであり、我が国の農村地域がこの認定を受けることは、

- ① 水田を主体とした我が国農業の環境調和性を国際的にPR
 - ② ブランド化や観光への活用を通じた農村地域の活性化
- 等の効果が期待され、農政推進上の観点からも重要である。

このため、地域におけるGIAHSの取組に対し、農林水産省として、情報提供等の支援など「協力」を行う。

GIAHS認定に向けた取組

佐渡地域及び能登地域では、GIAHSの認定に向け、国連大学や国、県の支援を受けつつ、ビジョンや活動計画を検討し、昨年12月にFAOへ申請したところ。

(例) 島に受け継がれたトキを中心とした豊かな生態系や景観を保全する「生きものを育む農法」の振興(佐渡市)



水田で採餌するトキ



トキの餌場となる
冬期湛水田



ドジョウやカエルの
生息場となる水田
内のピオトープ

【生きものを育む農法】

【トキをシンボルに米のブランド化】



認証の基準

- ・生きものを育む農法の実施
- ・エコファーマーの認定
- ・農薬・化学肥料の削減
- ・生きもの調査の実施



佐渡島
(新潟県
佐渡市)

島の南北に山地・丘陵地、
その間に平野が広がる

農村地域の生物多様性の保全と活性化に寄与



Below the diagram, there are several lines of text, which appear to be a list or a series of notes. The text is extremely blurry and illegible, but it seems to contain several lines of information, possibly related to the diagram above. There are approximately 10-12 lines of text in this section.

At the bottom right of the page, there is a vertical column of text, possibly a page number or a reference code. It is also blurry and illegible, but it appears to be a single line of text.

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について (概要)

1 趣旨

平成 22 (2010) 年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、我が国で生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催される節目の年である。このことも踏まえ、我が国の豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を健全な形で将来に残していくため、外部有識者 (※) からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、森林・林業関係者等の生物多様性の保全に対する理解を深めるとともに、今後の望ましい森林・林業施策の方向性に係る提言をとりまとめるものである。

2 背景・課題

- 森林、農地、湿地、河川等の様々な生態系は、植物、動物、微生物、土壌、水等の多様な構成要素が、人間の継続的な営みによる働きかけを含め、様々なつながりを形成することによって成り立っており、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、これら生態系は全体として安定した地域固有の自然環境を形成し、気候の安定化、洪水等の調節、有用な資源の供給、野生生物の生息・生育環境の確保等に寄与する一方、このような生物多様性が失われることは、社会経済システムの維持のみならず人類の存続に対する脅威となるもの。
- 世界の陸地面積の約 3 割を占める森林は、陸上の生物種の約 8 割がその生息・生育を依存するなど、森林生態系は野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるもの。
- 一方、国際的には熱帯林の減少・劣化が依然として進行するとともに、我が国においても人工林の管理放棄を含む里山林の放置、天然林の質的低下等がみられるほか、生物多様性の損失を今後さらに招く要因として、

かつて薪炭材生産を主体として維持管理されてきた広葉樹二次林の放置に伴う植生遷移の進行や、シカの個体数の増加に起因する下層植生の消滅等の森林生態系の生産力・再生力の減退が特に懸念されるところ。

- さらに、地球温暖化の進行は、生物種や生態系が適応できるスピードを超え、多くの種の絶滅を含む甚大な影響を与えるものと予測されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用については、地球温暖化の防止・適応策と等しく重要な問題として一体的に取り組んでいくことが不可欠。

3. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基本的方向

- 我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、他の先進国や主要林業国と比較して極めて高い森林率を維持しており、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。
- すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しているものであり、原生的な自然環境を必要とする動植物のほか、人為による攪乱（伐採、バイオマス利用）や自然の攪乱（噴火、火災、風倒、枯死等）によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する動植物が存在するため、森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、あらゆる植生タイプ、あらゆる遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
- この際、生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、不確実性を減らすための調査研究に取り組むとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要
- このため、森林資源の保続培養を図るために必要な森林施業の規範を示す森林計画制度は生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から十分評価されるものであり、制度の的確な運用を通じ、規制的な措置とと

もに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

4. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的対策

(1) 制度面での対応

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を基本とし、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリングにより個々の指標ごとの現状を客観的に捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での政策課題や重点的に取り組むべき施策を関係者の合意により明らかにし、③それを次の地域森林計画等の策定に反映させていくという、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図っていくことが重要。

(2) 事業活動での対応

生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、緑の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれがある希少な種の生息・生育区域や地域的に隔離された生態系の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存及び生物多様性に係る専門家の育成と国民への普及啓発等を総合的に推進するとともに、森林吸収源対策等の地球温暖化防止対策と生物多様性の保全及び持続可能な利用を一体的な課題として取り組むことが重要。

さらに、平成 22 (2010) 年の「国際生物多様性年」から翌 23 年の「国際森林年」にかけて、NPO 等の活動に対する支援や企業活動等との連携も含め、産官学一体となって、切れ目のない運動を展開し、我が国の森林・林業の果たしている役割や重要性を国内外に積極的にアピールすることが必要。

(※) 森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿

[五十音順・敬称略]

- 秋庭悦子 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- 有馬孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- 合瀬宏毅 日本放送協会解説委員
- 清野嘉之 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- 楠部和弘 日本林業同友会理事
- 高松健比古 財団法人日本野鳥の会監事
- 田中惣次 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- 横山隆一 財団法人日本自然保護協会常務理事
- 鷺谷いづみ 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(参考 URL)

- ・本提言の本体

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kenho/pdf/090723-02.pdf>

- ・「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の概要（資料）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kenho/tayousei.html>

森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要） ～コンクリート社会から木の社会へ～

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

III. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業者サポート

2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

IV. 推進体制

- ・ 森林・林業再生プラン推進本部（本部長：農林水産大臣）
- ・ 検討委員会（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業者・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ
「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要

1. 改革の方向

これまでの森林・林業政策は、森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し広く支援。その結果、施業集約化や路網整備、機械化の遅れ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況。このことを真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、以下の点について段階的、有機的に推進し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業者や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ること

2. 改革の内容

(1) 全体を通じた見直し

- ・ 国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組を推進するため、市町村森林整備計画のマスタープラン化、森林経営計画（仮称）の創設など持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備

(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

- ・ 無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・ 意欲と能力を有する者が、面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を創設
- ・ 森林経営計画（仮称）作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

- ・ 森林経営計画（仮称）等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・ 丈夫で簡易な路網として、林業専用道、森林作業道の区分を新設し、全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・ 路網開設等に必要の人材の育成、路網整備を加速化させていくための支援を充実

(4) 担い手となる林業事業者の育成

- ・ 森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、その実行状況を明確化
- ・ 森林組合と民間事業者とのイコールフットイング（機会均等）を確保

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

- ・ 川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり
- ・ 設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の木造化の推進、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成
- ・ パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用

(6) 人材育成

- ・ 森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレストラーとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成、集約化施業を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
- ・ 国有林は多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供

第 1 章 緒 言

本論文は、日本の経済成長と社会主義の関係を考察する。戦後日本の高度経済成長は、社会主義思想の普及を促進した。しかし、社会主義は経済成長を阻害する要因とも見られる。本論文は、この両者の関係を明らかにすることを目的とする。

第一章では、日本の経済成長の歴史を概観する。第二章では、社会主義思想の普及とその背景を考察する。第三章では、社会主義と経済成長の関係を分析する。第四章では、結論を述べ、今後の展望を示す。

本論文の結論は、日本の経済成長と社会主義は、互いに影響を及ぼし合ってきた。社会主義は、経済成長を促進する要因となることがある。一方、経済成長は、社会主義思想の普及を促進する要因となる。この関係を明らかにすることは、日本の未来を考える上で重要な課題である。

本論文は、日本の経済成長と社会主義の関係を考察する。戦後日本の高度経済成長は、社会主義思想の普及を促進した。しかし、社会主義は経済成長を阻害する要因とも見られる。本論文は、この両者の関係を明らかにすることを目的とする。

第一章では、日本の経済成長の歴史を概観する。第二章では、社会主義思想の普及とその背景を考察する。第三章では、社会主義と経済成長の関係を分析する。第四章では、結論を述べ、今後の展望を示す。

本論文の結論は、日本の経済成長と社会主義は、互いに影響を及ぼし合ってきた。社会主義は、経済成長を促進する要因となることがある。一方、経済成長は、社会主義思想の普及を促進する要因となる。この関係を明らかにすることは、日本の未来を考える上で重要な課題である。

本論文は、日本の経済成長と社会主義の関係を考察する。戦後日本の高度経済成長は、社会主義思想の普及を促進した。しかし、社会主義は経済成長を阻害する要因とも見られる。本論文は、この両者の関係を明らかにすることを目的とする。

第一章では、日本の経済成長の歴史を概観する。第二章では、社会主義思想の普及とその背景を考察する。第三章では、社会主義と経済成長の関係を分析する。第四章では、結論を述べ、今後の展望を示す。

臺灣省人口之地理分佈

1. 人口總數
2. 人口密度
3. 人口增長率

臺灣省人口之地理分佈

1. 人口總數
2. 人口密度
3. 人口增長率



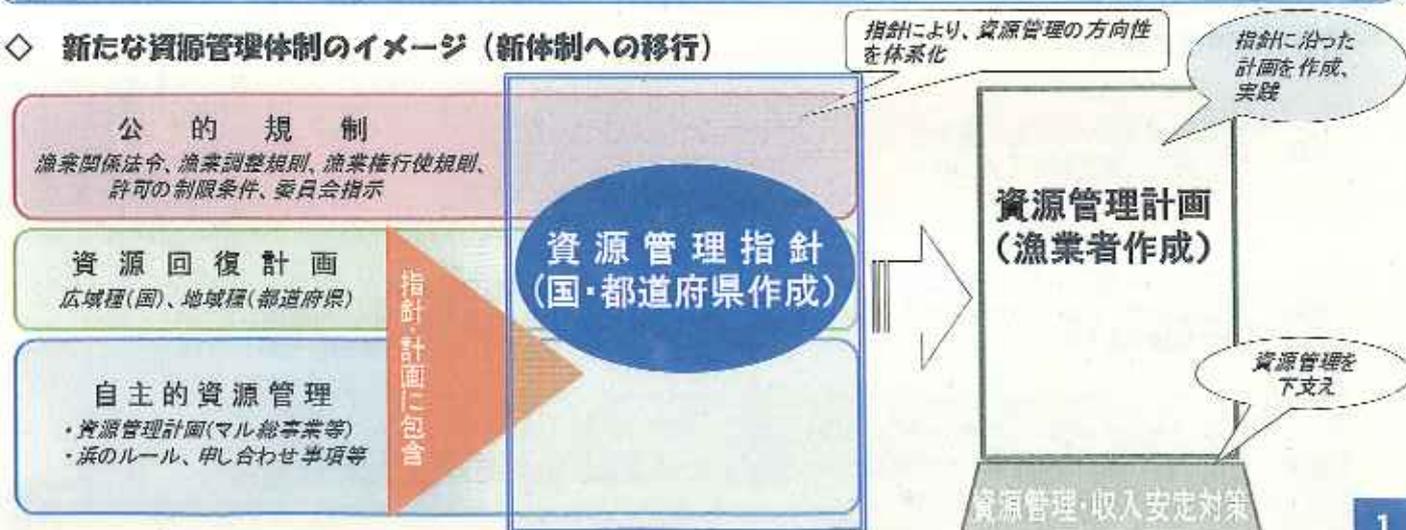
新たな資源管理体制について

～資源管理指針・資源管理計画の導入～

《 I - 1. 資源管理指針・資源管理計画の導入の必要性 》

- 資源状況が低位にある資源が多く見られる中、国民への水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確実なものとするためには、資源状況等に即した水産資源の適切な管理が最も重要な課題。
- このためには、漁業者、研究機関、行政が一体となった計画的資源管理を行うことが重要。
- 今般導入する資源管理指針・資源管理計画の体制は、現在、資源回復計画等により行われている計画的資源管理を他の魚種、漁業にも拡大し、基本的に全ての漁業者が計画に基づく資源管理に参画するよう促すもの。
- 併せて、資源管理・収入安定対策を講じることによって、資源状況の変化等に即した機動的資源管理が進められることを期待するところ。

◇ 新たな資源管理体制のイメージ（新体制への移行）



《 I - 2. 資源管理指針・資源管理計画の概要 》

【資源管理指針】

- 資源管理指針は、今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本方針であり、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を内容とする。
- 主要魚種(TAC対象魚種、カツオ・マグロなど)については国が、地域の重要魚種は都道府県が指針の管理対象とし、これら魚種の管理方針及びそれらを漁獲する漁業について、行うべき資源管理措置を定める。

大臣管理漁業 → 国指針
(水産政策審議会の意見聴取)
知事管理漁業 → 都道府県指針
(海区漁業調整委員会の意見聴取)

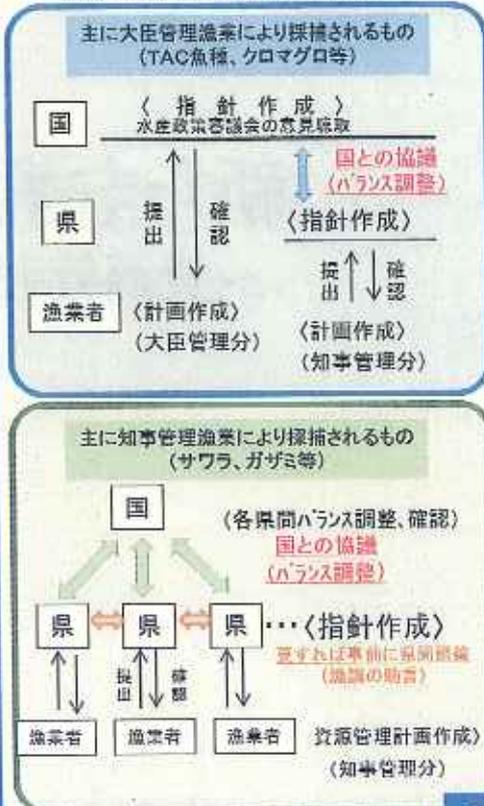
【資源管理計画】

- 資源管理計画は、資源管理指針に基づき関係漁業者が漁業種類ごとに自主的に作成するもので、資源管理指針に記載された漁業種類毎の資源管理措置について、その規模等を具体的に記すもの。

【指針・計画のバランス確認】

- 都道府県指針については、他都道府県とのバランス等を確認するため、国との協議を求めるとする。
- 漁業者の作成する資源管理計画については、その内容が指針に沿っているか、指針作成主体(国又は県)が確認。

指針・計画のバランス確認イメージ



2

《 I - 3. 実施すべき資源管理措置 》

- 各漁業において実施すべき資源管理措置は、対象資源の状況、漁業種類等によって異なり、その内容も許可の制限又は条件、漁業調整規則などの公的資源管理に加えて、漁業者が自ら行う自主的資源管理がある。
- 資源管理指針及び資源管理計画に記載すべき資源管理措置は、自主的に取り組む休漁や体長制限などの措置とする。(漁業調整規則等による公的資源管理についても、その遵守について改めて記載)
- 自主的資源管理措置については、措置の程度等に応じ類別し、少なくとも、操業の自粛をとともうもの(A類)を1つ以上、A類を含まない場合には漁具規制などその他漁獲努力量を削減するもの(B類)を含む2つ以上の措置を実施するよう求める。

資源管理措置の類別

A類	漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・予め期間や日程を決めた休漁 ・漁業者毎の漁獲量の上限設定 ・1日あたりの操業時間の上限設定	「1日あたりの操業時間 (制限) ですか!」
B類	漁業者の操業そのものを自粛するものではないが、他の手法により漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・区域、期間別の複数による総量上限設定 ・漁具規制 ・漁獲物規制(体長制限、小型魚保護等) ・操業回数上限設定 ・操業区域規制(保護区域等)	「A類とは違うけど、漁獲量も制限するんです!」
C類	漁獲努力量を制限するものではないが、資源の増大に資するものであると水産庁長官が認めるもの	(例えば) ・種苗放流 ・漁場の整備(藻場造成、海底耕耘等)	「種苗放流!」

3

《 I-4. 資源管理措置の履行確認 》

- 資源管理指針及び資源管理計画に記載される各資源管理措置は、確実に履行されることが必要。履行が確認された漁業者に対して収入安定対策を講じることを想定。
- このため、履行確認が適切に行われるよう、各資源管理措置に係る履行確認の方法は、資源管理指針、資源管理計画に記載。
- 具体的には、資源管理指針に各資源管理措置の確認方法を記載し、資源管理計画には、履行確認のために漁業者が提出する証拠書類を記載。
- 履行確認のプロセスにおいては、行政側の漁獲量把握システム(漁獲量トレースシステム)のデータも併せて活用。

履行確認方法記載のイメージ

資源管理指針記載例

資源管理措置	履行確認手段・方法(例)
休漁	・操業日誌 ・市場伝票 ・漁協伝票 ・写真(係船休漁時) 等
漁獲量規制	・市場伝票 ・漁協伝票 等
操業時間制限	・漁協記録簿(出港・入港時刻) 等
漁具規制	・漁具、設備の写真 等
操業区域規制	・GPS記録 等
漁獲物規制	・市場、漁協データ 等
種苗放流	・活動記録 ・経費負担の証拠書類 等
漁場整備等	・活動記録 等

資源管理計画記載例

指針規定 資源管理措置 項目	自主的 資源管理措置	確認用提出書類
漁具規制	網目拡大 ○寸目以上	漁具写真(網目)
〃	使用反数制限 △反以下	漁具写真(積込前後)
休漁	定期休漁 9~11月 毎週土曜休漁	漁協出荷状況データ



4

《 I-5. 資源管理指針、資源管理計画に記載すべき具体的事項 》

【資源管理指針】

- 1. 都道府県の資源管理の基本的な考え方**
当該都道府県における漁業生産の概観、資源管理への取組の実態、今後の進め方等について記載
- 2. 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向**
(魚種別資源管理)
主要魚種ごとの資源状況(漁獲状況)等を踏まえた資源管理の方向性、目標を記載し、当該魚種を利用している主要漁業について、漁業毎に行うべき資源管理措置を記載
(漁業別資源管理)
特定魚種を対象とした資源管理が困難な漁業について、漁業ごとに漁獲の状況、資源管理の方向性、目標を記載し、それを達成するための資源管理措置を記載
- 3. その他**
資源管理措置の履行確認(手法、漁獲量把握システムの活用等)、漁業者の履行確認への積極的協力の義務、種苗放流、生育場の育成などについて積極的に推進すべきことを記載

【資源管理計画】

- 1. 目的**
当該漁業の実態、資源管理への取組の必要性等を記載
 - 2. 対象海域**
 - 3. 対象資源**
 - 4. 資源管理目標及び達成のための措置**
指針に記された資源管理目標を達成するための具体的な自主的資源管理措置、履行確認のための提出証拠書類を記載
 - 5. 取組期間**
- ~その他~
- ・管理体制や計画遵守のための措置、計画参加・脱退の手続等を記載
 - ・使用漁船名、登録番号を明記した計画参加者の名簿を添付



5

... ..

... ..

《...》

... ..

... ..